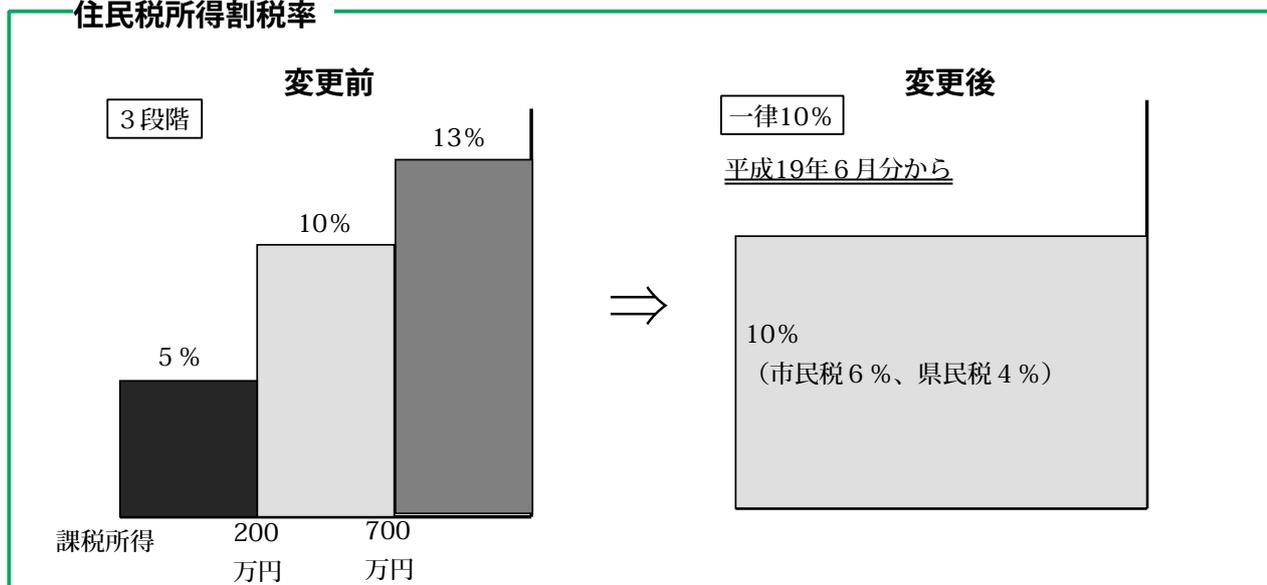


住民税所得割税率



●課税所得・・・課税所得とは、収入から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの諸控除を差し引いた残りの金額です。これに税率をかけたものが税額になります。

※詳しくは、広報つくばみらい5月号に掲載しています。もしくは、伊奈庁舎税務課にお問い合わせください。

滞納整理強化！

敷しいつくばみらい市の台所事情ですが、「活力に満ちた、うるおいとやすらぎのまち」を目指す、都市基盤の整備、生活環境の整備、教育・医療・福祉の充実、活力ある産業の育成など広範囲にわたり、いろいろな事業を実施しています。これらの事業は、当然のサービスだと考えがちですが、事業を行うに当たって、市税は貴重な収入財源であることをご存知でしょうか。

茨城県では、「大多数の方はきちんと納税している。税の公平性確保を最優先させる必要がある。」と判断し、県税滞納者に対する財産の差し押えを積極化しています。特に、預貯金などの差し押えは前年度の三倍強のペースで執行しています。

つくばみらい市においても、納税の公平性と貴重な財源確保から、税務課内に収納対策室を設置し、滞納整理の強化を図っています。特に、催告書の指定期日までに何の連絡もなく放置された方に対しては、自主的な納入がないと判断し、茨城租税債権管理機構(※)への移管や財産の差し押え等の滞納処分を実施しています。

平成18年度差し押え実績

差し押え物件	件数
不動産	128件
給与	97件
預金	216件
その他	173件
合計	614件

市税の納付は便利で確実な『口座振替』をお勧めします。

口座振替にすると、出掛ける手間が省け、納付忘れを心配する必要がありません。

◆問い合わせ先

伊奈庁舎税務課収納対策室
☎ 58-2111 (内線1140～1144)

※茨城租税債権管理機構とは：茨城県内市町村から滞納事案の委託を受け、差し押え・競売などの滞納処分により滞納者の財産を換価し、税金の徴収を専門的に行う一部事務組合(特別地方公共団体)です。

市民のほとんどの皆様には期限内に納税していただいておりますが、未納になっている方は早急に納税されますようお願いいたします。

また、納税が困難な場合は、納税相談を受け付けておりますので、伊奈庁舎税務課収納対策室までお越しください。

【不動産の差し押え】登記簿に記載し財産を処分することを禁止して、将来の競売などによって換金できる状態にします。

【給与の差し押え】勤務先に給与の支払いなどの照会を行い差し押えた後、雇用主から徴収します。

【預金の差し押え】原則として即時徴収を行いますので、引き出しや自動振替ができなくなる場合があります。

【その他】生命保険・国税還付金・自動車税還付金などの差し押えを実施しています。